

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

食生活を取り巻く状況は、ライフスタイルや価値観の多様化などに伴って大きく変化してきました。これに伴い、栄養の偏りや不規則な食事、肥満・生活習慣病*の増加や、「食」の安全など様々な課題が生じています。

また、日々忙しい生活を送る中、毎日の「食」の大切さに対する意識が希薄になってきました。このような中で子どもから大人まで市民一人ひとりが、健全で豊かな食生活を実践することができる能力を育む食育の推進が求められています。

国は、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月に国民運動として食育に取り組むことを目的として「食育推進基本計画」を策定しています。

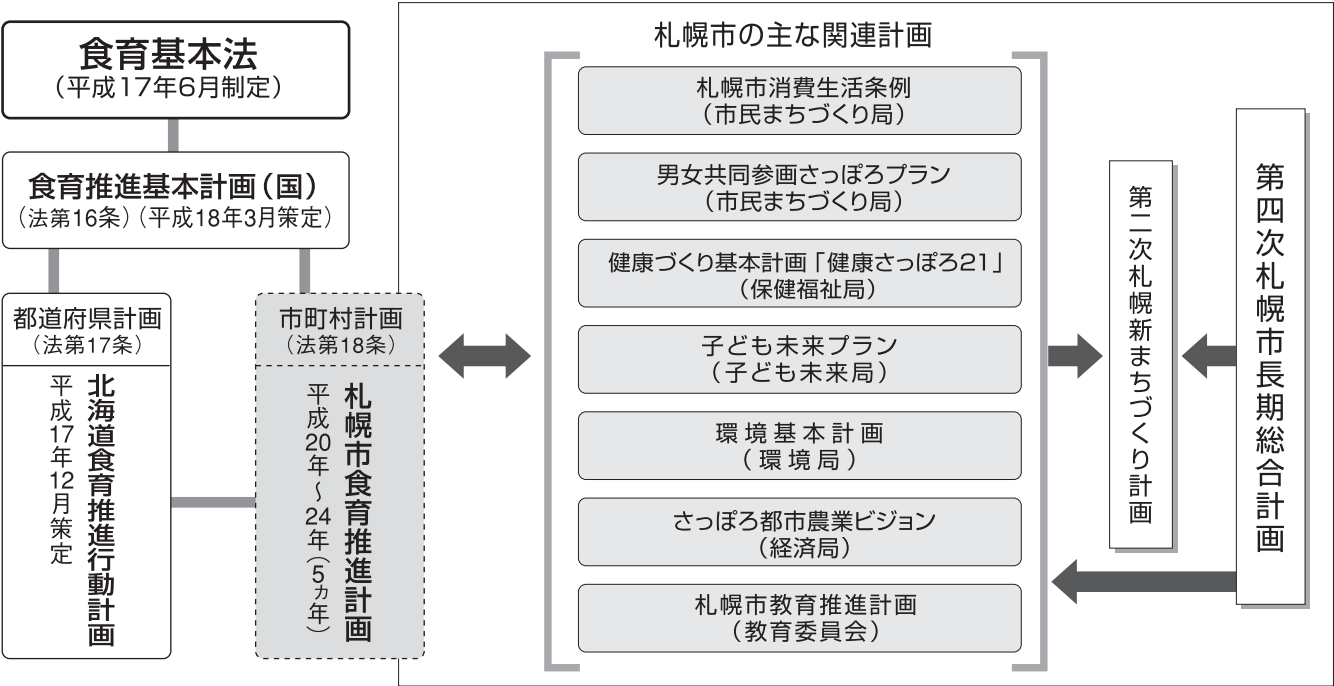
このような背景を踏まえ、札幌市の特性をいかした食育を、総合的かつ計画的に推進するために「札幌市食育推進計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法の目的・基本理念を踏まえ、同法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけます。

食育に関する基本的な事項について定めるものであり、本市における各個別の計画との整合性を保つこととします。

計画の位置づけと主な関連計画との関係



3 計画期間

平成20年度から平成24年度までの5年間とします。